

観光交流センター休憩・交流スペース利用届

年 月 日

鹿児島市長 様

利用者 住 所
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 先

下記のとおり、観光交流センター休憩・交流スペースの利用届を提出します。
なお、利用にあたっては、裏面の注意事項を遵守します。

記

利用日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
利用目的	
利用人数	人
利用管理責任者 （鍵受取者）	住 所 氏 名 連 絡 先
備 考	

※以下は、受付確認欄

鍵貸出日時	鍵引渡者	鍵返却日時	鍵受取者	該当する承認基準 (1)～(8)

※以下は、鹿児島市確認欄

課長	係長	担当

様式第1（第5条関係）

観光交流センターの休憩・交流スペースを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 維新ふるさと館の歴史講座等で利用する場合
- (2) 鹿児島ぶらりまち歩きで利用する場合
- (3) 維新ふるさと館の入館者、歴史ロード“維新ふるさとの道”及び甲突川右岸緑地の散策者が休憩等で利用する場合
- (4) 維新ふるさと館、歴史ロード“維新ふるさとの道”及び甲突川右岸緑地で催しを行う者が事前の打合せや準備又は当日の運営等で利用する場合
- (5) 維新ふるさと館に入館する団体旅行者が荷物置き場として利用する場合
- (6) 観光又はコンベンションを主たる目的とする研修会等で利用する場合

利用上の注意事項

- ①物販や参加者から参加料の徴収を行う研修会等での利用はできません。
- ②政治目的と認められる利用はできません。
- ③宗教目的と認められる利用はできません。
- ④3日間以上継続して、特定の者以外の利用を妨げる利用はできません。
- ⑤建物、備品類は丁寧に取り扱い、利用後は元に戻すとともに、建物、備品類の紛失や破損は入室者（参加者）の行為による場合でも利用者（主催者）において弁償していただきます。
- ⑥鍵を紛失した場合は、鍵の取り換えに伴う費用を弁償していただきます。
- ⑦ゴミは、利用者で必ずお持ち帰りください。
- ⑧飲酒・喫煙はできません。（喫煙場所は、屋外の駐輪所付近にあります。）
- ⑨貴重品の管理は利用者でお願いします。万一盗難・紛失等の事故が発生しても観光交流センターでは一切責任を負いません。
- ⑩騒音、過度な音量、異臭・悪臭の発生、大声、暴力等、他の者の迷惑になる行為はできません。
- ⑪壁、柱、窓、扉等に、貼紙や釘や画鋲等を打つことはできません。
- ⑫火気の使用はできません。
- ⑬このほか、観光交流センターの管理に支障を及ぼすおそれのある者の利用は認めません。